

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人四徳健康会定款（以下「定款」という。）第8条及び第21条の規程に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等に対しては、それぞれの役員等の勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の理事 報酬、賞与及び退職手当
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

2 退職手当は、常勤の理事として円満に勤務し、かつ、任期の満了、辞任又は死亡により退任した場合のみ支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第3条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で支給する。

- (1) 報酬 別表1に定める額
- (2) 賞与 別表2に定める算式により算出される額
- (3) 退職手当 別表3に定める。

2 非常勤の役員等に対する報酬の額は、理事会等への出席1回につき15,000円とする。

なお、同日に複数の会議、業務がある場合は、報酬等は重複して支給せず、1回分のみ支給する。

3 評議員に対する報酬の額は、評議員会への出席1回につき12,000円とする。

4 職員を兼務する理事等には、報酬等は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月28日（ただし、当該日が、日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、社会福祉法人四徳健康会の給与等支給規程第5条の規定に準じて支給する。）
- (2) 賞与 毎年6月及び12月
- (3) 退職手当 任期満了、辞任又は死亡により退任した後3カ月程度

2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、それぞれ理事会又は評議員会に出席した都度支給する。

3 報酬等は、通貨をもって本人に支払う。ただし本人から申し出のあったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むものとする。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の額の日割り計算)

第5条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、その日まで報酬を支給する。

3 月の中途において就任し、又は退任し若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定に関わらず、常勤の理事が死亡により退任した場合は、その月まで報酬を支給する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会で決議する。

(委任)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附則

1 この規定は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

役職名	報酬の額
理事長	月額 300 千円を限度として
常務理事	月額 300 千円を限度として

別表第2 (第3条関係)

賞与の支払月	支給月数
6月	報酬月額の 1.2 カ月を限度として
12月	報酬月額の 1.4 カ月を限度として

別表第3 (第3条関係)

上限	3,000 千円を限度として
----	----------------